|  |  |
| --- | --- |
| 運営規程の記載例 | 作成に当たっての留意事項 |
| ○○○（事業所名）運営規程（特定相談支援事業・障害児相談支援事業）  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障害児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な基本相談支援並びに指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　事業者は、利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。  ２　事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。  ３　事業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。  ４　前三項のほか、事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名称　　○○○  （２）所在地　羽曳野市××丁目×番×号　＊＊ビル×号  （職員の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。  （１）管理者　1名（常勤職員）  管理者は、職員の管理、指定計画相談支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている特定相談支援事業等の実施に関し、事業所の職員に対し必要な指揮命令を行う。  （２）相談支援専門員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員○名）  相談支援専門員は、基本相談支援に関する業務並びに指定計画相談支援等における指定サービス利用支援及び指定障害児支援利用援助（以下「指定サービス利用支援等」という。）並びに指定継続サービス利用支援及び指定継続障害児支援利用援助（以下「指定継続サービス利用支援等」という。）に関する次の業務を行う。  （ア）アセスメントを実施すること。  （イ）サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）並びにサービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成すること。  （ウ）サービス等利用計画案等及びサービス等利用計画等を利用者等に交付し同意を得ること。  （エ）モニタリングを実施すること。  （オ）その他必要な相談及び援助  （３）事務職員　○名（常勤職員　○名、非常勤職員　○名）  必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。  （３）サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。ただし、国民の祝日、○月○日から○月○日までを除く。  （４）サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。  （５）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。  （基本相談支援の実施）  第６条　基本相談支援については、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設との連絡調整その他の相互的な便宜を供与するものとする。  （指定計画相談支援等の提供方法及び内容）  第７条　事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。  １　指定計画相談支援等の方針  利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。  ２　指定サービス利用支援等の内容  （１）アセスメントの実施  （ア）適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行うものとする。  （イ）利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。  （２）サービス等利用計画案等の作成  （ア）アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援及び障害児通所支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、サービス等利用計画案等を作成する。その際、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量及び利用料並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。  （イ）サービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービス等利用計画案等の内容について、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。  （ウ）サービス等利用計画案等を作成した際には、当該サービス等利用計画案等を利用者等及びその家族並びに担当者に交付するものとする。  （３）サービス担当者会議の開催  　（ア）サービス等利用計画案等に位置付けた福祉サービス等の担  　　　当者を招集して行う会議を開催し、サービス等利用計画案等  　　　の内容について、担当者に対する照会等により専門的な見地  　　　からの意見を求めるものとする。  　（イ）サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案等の  　　　内容について、利用者等及びその家族に対して説明し、文書  　　　により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。  （４）サービス等利用計画等の作成  　　　サービス等利用計画等を作成した際には、当該サービス等利用計画等を利用者等及びその家族並びに担当者に交付するものとする。  ３　指定継続サービス利用支援等の内容  （１）モニタリングの実施  　（ア）サービス等利用計画等の作成後、サービス等利用計画等の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行う。  　（イ）モニタリングにあたっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第５条第23項又は児童福祉法第６条の２の２第９項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。  　（ウ）サービス等利用計画等の変更は、サービス等利用計画等の策定と同様の手順で行う。  ４　その他の便宜  第２項及び第３項に附帯するその他必要な相談、支援、助言とする。  （通常の事業の実施地域）  第８条　通常の事業の実施地域は、○○市の全域とする。  （指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）  第９条　事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  　（１）身体障害者（18歳未満の者を除く）  　（２）知的障害者（18歳未満の者を除く）  　（３）精神障害者（18歳未満の者を除く）  　（４）難病対象者（18歳未満の者を除く）  　（５）身体に障害のある児童  　（６）知的障害のある児童  　（７）精神に障害のある児童  　（８）難病対象の児童  （利用者等から受領する費用の額等）  第１０条　法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者等から計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費（以下「計画相談支援給付費等」という。）の額の支払を受けるものとする。  ２　利用者等の選定により第８条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定計画相談支援等を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者等から受けることができる。  ３　前項の交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を利用者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。  （１）事業所から片道○○キロメートル未満　○○円  （２）事業所から片道○○キロメートル以上　○○円  ４　第１項から第３項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。  ５　第２項及び第３項の費用の額に係る指定計画相談支援等の提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該計画相談支援等の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。  （計画相談支援給付費等の額に係る通知等）  第１１条　事業者は、法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該利用者等に係る計画相談支援給付費等の額を通知するものとする。  ２　事業者は、第10条第１項の法定代理受領を行わない指定計画相談支援等に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定計画相談支援等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付するものとする。  （利用者負担額等に係る管理）  第１２条　事業者が利用者負担額の上限管理を行う場合において、事業者は、指定計画相談支援等を提供している利用者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条第３項第２号に掲げる額及び児童福祉法第21条の５の３第２項第２号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び当該利用者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。  （虐待防止に関する事項）  第１３条　事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡  （５）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （６）虐待防止委員会の設置及び検討結果の従業者への周知  （苦情解決）  第１４条　事業者は、提供した指定計画相談支援等に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。  ３　事業者は、提供した指定計画相談支援等に関し、法第10条第１項又は児童福祉法第57条の３の２第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ４　事業者は、提供した指定計画相談支援等に関し、法第51条の27第２項及び児童福祉法第24の34第１項の規定により羽曳野市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村、大阪府知事又は羽曳野市長が行う調査に協力するとともに、市町村、大阪府知事又は羽曳野市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ５　事業者は市町村、大阪府知事又は羽曳野市長から求めがあった場合には、前二項の改善の内容を市町村、大阪府知事又は羽曳野市長に報告するものとする。  ６　事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。  （事故発生時の対応）  第１５条　事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生したときは、市町村及び当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。  ３　事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとする。  （個人情報の保護）  第１６条　事業者は、業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。  ２　職員は、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。  ３　前項の規定は、離職した職員においても同様とする。  ４　前３項の規定を保持するため、職員との雇用契約において明記するものとする。  ５　事業者は、他の特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他の関係機関に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。  （その他運営に関する重要事項）  第１７条　事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。  （１）採用時研修　採用後○カ月以内  （２）継続研修　　年○回  ２　事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ３　事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から５年間保存するものとする。  ４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和○○年○○月○○日から施行する。 | ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（以下「計画相談支援基準」という。）19条  「＊＊＊」は、開設者（法人名）を、「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。  ●計画相談支援基準2条　基本方針  「○○○」は、事業所の正式名称を記載してください。  所在地は、住居表示、ビル名等を正確に記載してください。  ●計画相談支援基準3条、4条  ●計画相談支援基準18条  **従業者の「員数」は、日々変わりうるものであるため、「〇人以上」と記載することも差し支えない。**  事務職員がいる場合は、記載してください。  「営業日」「営業時間」は、利用者からの相談や利用受付等が可能な日及び時間を、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対する指定計画相談支援等が可能な日及び時間をそれぞれ記載してください。  日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載してください。  （５）については、該当しない場合は記載しなくてもよいです。  ●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律５条19項、29条2項  ●計画相談支援基準15条1項2号  ●計画相談支援基準15条2項  ●計画相談支援基準15条３項  通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載します。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるような記載をしてください。  障害者の全てを対象者とする場合は、本条は不要です。  一部の障害者を対象としない場合、対象者を限定する意味で記載します。  指定相談支援事業者は、前２項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定計画相談支援等を行う場合、交通費（移動に要する実費）の支払を利用者から受けることができます。その場合は左記の項目を記載することとします。  ●計画相談支援基準14条  ●計画相談支援基準13条  ●計画相談支援基準27条  ●計画相談支援基準28条  ●計画相談支援基準24条 |